

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協議第31号

(第3回協議会[平成15年12月10日])提出

(第3回協議会[平成15年12月10日])確認

協 定 項 目	保健衛生の取扱い
調 整 の 内 容	保健衛生の取扱いについては、住民の健康の保持増進に配慮しながら、住民サービスの低下を生じないように調整する。 (1) 各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の統一を図る。 (2) 結核予防事業及び予防接種事業については、基本的に現行のとおりとする。 (3) 乳幼児医療助成事業については、小学校就学前までを対象とする。

協 定 項 目	保健衛生の取扱い	関 係 項 目	各種健康診査について
調整の具体的内容	1. 成人健康診査の個人負担額については、各種検診費用の3割を原則とし、合併時調整する。 2. 予防接種事業において、実施方法に差異のある事業については、個別接種の方向で調整する。		

(単位 : 円)

成人健康診査					
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案
基 本 健 診 (3 9 歳 以 下)	対 象 者	1 8 歳 从 3 9 歳	1 8 歳 从 3 9 歳		1 8 歳 从 3 9 歳
	個 人 負 担	1,300	1,300		1,300
肝 疾 患 検 診	対 象 者	3 0 歳 以 上	3 0 歳 以 上	3 0 歳 以 上	3 0 歳 以 上
	個 人 負 担	0	0	400	0
胃 が ん 検 診	対 象 者	4 0 歳 以 上	4 0 歳 以 上	4 0 歳 以 上	4 0 歳 以 上
	個 人 負 担	900	900	1,000	1,000

予防接種事業					
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町	調 整 案
三 種 混 合	対 象 者	3 ~ 9 0 ヶ 月 児	左 記 に 同 じ	6 ~ 9 0 ヶ 月 児	3 ~ 9 0 ヶ 月 児
	実 施 方 法	個 別 接 種		集 団 接 種	個 別 接 種
二 種 混 合	対 象 者	小 学 校 6 年 生	左 記 に 同 じ	左 記 に 同 じ	小 学 校 6 年 生
	実 施 方 法	集 団 ・ 個 別 接 種			

調 整 内 容

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協 定 項 目		保健衛生の取扱い		関 係 項 目		乳幼児医療助成事業について	
調整の具体的内容		1. 3歳未満については、現行のとおりとする。 2. 3歳以上小学校就学前の全疾患を対象とし、新町において調整する。					
乳幼児医療助成事業（3歳未満）							
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町			
全 疾 患	対 象 者	0歳以上3歳未満の者	左記に同じ	左記に同じ			
	個 人 負 担	1医療機関につき 1月300円					
乳幼児医療助成事業（3歳以上小学校就学前）							
区 分		白 石 町	福 富 町	有 明 町			
全 疾 患	対 象 者	3歳以上小学校就学に達する以前の者	左記に同じ	制度なし			
	助 成 額	個人負担額の全額を助成する（保険対象分）	個人負担額が月額17,700円を超えた額について助成する（保険対象分）				
歯 科 医 療	対 象 者	3歳以上小学校就学に達する以前の者	左記に同じ	制度なし			
	助 成 額	個人負担額の全額を助成する（保険対象分）	個人負担額が月額17,700円を超えた額について助成する（保険対象分）				

調 整 内 容

合併協定項目に関する修正にかかる新旧対照表

協定項目	修正前	修正後
32.保健衛生	(1)各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者の <u>統一を図る</u> 。	(1)各種健康診査については、合併時に検診内容・対象者を <u>統一する</u> 。